未来の夢計画

授与と受諾の条件

ロータリー財団 新地区補助金およびグローバル補助金

ロータリー財団は、いつでも、この授与と受諾の条件を変更、修正する権利を有しています。この授与と受諾の条件に対する変更は、RIウェブサイト（www.rotary.org）に掲載されるほか、未来の夢試験段階の担当職員にEメール（futurevision@rotary.org）で問い合わせることができます。本文書に記述されているグローバル補助金の授与と受諾の条件は、クラブと地区が立案したグローバル補助金のみに関係するものです。グローバル補助金のパッケージ・グラントの授与と受諾の条件については、www.rotary.orgをご参照ください。

I. 一般的な基準
II. 提唱者の基準
III. 資格基準
IV. 制約事項
V. スケジュールと申請
VI. 資金調達と拠出金
VII. 支払い
VIII. 報告要件と必要書類
IX. 旅行
X. ロータリアン以外の補助金受領者
XI. 協力団体
XII. インドのロータリー財団に関する特記事項
XIII. 小口融資と回転（リボルビング）ローン

I.一般的な基準

ロータリー財団の新地区補助金とグローバル補助金は、地元地域社会と海外において、幅広いさまざまな人道的・教育的活動を支援するものである。これら補助金を利用するすべてのプロジェクトと活動は、以下に該当しなければならない。

1. ロータリー財団の使命に関連していること。
2. ロータリアンが積極的に関与すること。
3. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の支給金額を支払うこと以外に何の責任も負わせないこと。
4. 米国および活動実施国の法律を遵守すること、また個人あるいは団体に害を与えないこと。
5. 実施に先立って審査され、承認された活動のみに使用すること。既に完了済みあるいは進行中のクラブや地区のプロジェクトの経費を支払う目的で補助金を使用しないこと。承認に先立って補助金活動の計画を立てることは認められ、奨励されているが、承認前に経費を支出することはできない。
6. 補助金受領者の国／地域の外で補助金の活動が実施される場合、その国あるいは地域の伝統と文化に配慮する姿勢を示すこと。
7. ロータリー財団章典の第 7.030 節に基づき、「補助金参加者の利害の対立に関する方針（the Conflict of Interest Policy for Grant Participants）」を遵守すること。
8. ロータリー財団章典の第 1.060.9 項に基づき、ロータリーの標章の適切な使用に関する方針を遵守すること。

新地区補助金

さらに、新地区補助金は、

1. 地元と海外において、使命に関連する人道的プロジェクト、奉仕プロジェクト、奨学金、職業研修チームを支援する目的で使用することができる。
2. 適用される法律と財団の方針に従っている限り、ロータリー国と地域およびロータリーのない国と地域でのプロジェクトと活動に使用することができる。

グローバル補助金

さらに、グローバル補助金は、

1. 重点分野の一つもしくは複数に関連している。
2. 人道的プロジェクトを支援する。
3. 1～4 学年間の大学院レベルまたはこれに相当するレベルの教科履修や研究に充てる奨学金を提供する。
4. 自身の職業スキルを向上させたり、他者に職業訓練を提供したりすることによって、能力向上（キャパシティ・ビルディング）に貢献できる職業研修チームを支援する。
5. 持続可能な成果をもたらす（補助金資金がすべて使用された後にも、プロジェクトがもたらした影響を長期的に持続できること）。
6. 測定可能な成果をもたらし、プロジェクトによる影響を数量または目に見える形で説明する。提唱者は、プロジェクトに当てはまる重点分野のロータリー財団評価基準およびプロジェクト特有の評価基準を選択し、それについてのデータを収集しなければならない。評価基準については、「グローバル補助金 モニタリングと評価のツールキット」を参照のこと。
7. ロータリーが存在する国、あるいは地域で実施される。
8. 異なる国（地域）のクラブと地区によるロータリーのネットワークの強化を促進する。
9. 補助金プロジェクト実施国（地域）の少なくとも 1 つのロータリー・クラブや地区（実施国代表提唱者）と、その国（地域）以外のクラブや地区（援助国代表提唱者）が提唱するものでなければならない。

II.提唱者の基準

地区とクラブがロータリー財団からの補助金を受領するには、関係する全地区はロータリー財団によって資格を認められなければならず、関係するクラブは地区によって資格を認められなければならない。これに加え、地区および補助金委員会の全委員は、国際ロータリーとロータリー財団に対して財務的な健全性を保っていなければならない。RI 財務代行者、国の会計担当者、補助金と関連のある協力団体や受益団体の役員と有給職員は、補助金委員会の委員を務めることが禁じられている。代表提唱者となる地区またはクラブが一度に有することのできる未完了の補助金は 10 口までに限られる。

新地区補助金

地区は、3 名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。この 3 名には、実施年度の地区ガバナー、地区ロータリー財団委員長、地区補助金小委員長が含まれる。

グローバル補助金

実施国と援助国の各代表提唱者は、それぞれ、グローバル補助金を担当する 3 名のロータリアンから成る補助金委員会を設置しなければならない。補助金委員会の全委員は、クラブ提唱の補助金の場合は代表提唱クラブの会員、地区提唱の補助金の場合は代表提唱地区の会員でなければならない。クラブが提唱する補助金の申請書には、クラブが資格要件を適切に満たしていることを地区ロータリー財団委員長が確認した署名が含まれていなければならない。

III.資格基準

新地区補助金とグローバル補助金の一般的な基準に加え、両補助金は、以下を目的とした使用に限り認められている。

1. インフラストラクチャー（トイレと衛生設備、連絡道路、ダム、橋、貯蔵設備、フェンスと安全システム、水・灌漑システム、温室に限る）の建設。
2. 現在、人が居住または勤務しているか、あるいは長時間を過ごしている建物の改築、修理、改修。これには、新しい光熱設備の提供または既存の光熱設備の改善（例：電気、水道、暖房）、屋根の修理、既存の学校や病院の増築、エレベーター、浴室の改修が含まれる。

3. 疾病予防と妊婦の健康プロジェクトで使用するための避妊薬・避妊具の購入と配給。
4. 奨学生、職業研修チーム、プロジェクト受益者の国外渡航。
5. 奨学生、職業研修チーム、プロジェクト受益者、プロジェクト実施に必要とされる専門家（ロータリアンおよびそれ以外を含む）の国内移動。
6. プロジェクト実施に関連する直接経費、手数料、請負労働の人件費、俸給、謝礼金。
7. 世界保健機関が定めているベストプラクティス（最善の実践方法）に従って行われる予防接種およびワクチンを含む活動。
8. 医療キャンプや救命手術。ただし、グローバル補助金の場合は、適切な事後確認（フォローアップ）を行わなければならない。

新地区補助金

上記に加え、新地区補助金は、以下の目的にも支給することができる。

1. プロジェクトの立案と直接の奉仕活動を行うための国外渡航。
2. 経験豊かな協力組織との協力の下に行われる地雷除去（ロータリアンは、地雷除去作業に直接参加することはできない）。
3. 補助金の実施に必要とされる管理運営費（銀行手数料、郵便切手、ソフトウェア、第三者による財務評価など）。ただし、補助金額の最高 3 パーセントまで。

IV.制約事項

補助金は、いかなるグループも不当に差別したり、特定の政治的・宗教的見解を推進したり、教会やその他の礼拝場所における完全に宗教を目的とした催し物を支援したり、妊娠中絶に関連する活動や性決定のみを目的とする活動を支援したり、武器や弾薬の購入資金に充てたり、括弧内の RI プログラム（ロータリー青少年交換、RYLA、ロータリー友情交換、ローターアクト、インターアクト）を支援したり、ロータリー財団への新たな寄付またはロータリー財団の他の補助金への新たな寄付に充てることはできない。

これに加え、補助金を以下の目的に使用することはできない。

1. 特定の受益者、団体、地域社会に対する継続的または過度の支援。
2. 財団、恒久的信託、利子の発生する長期口座の開設。ただし、セクション XIII に記載された回転ローンの要件に提唱者が従うならば、補助金資金を小口融資または回転ローン資金を設置するために使用することができる。
3. 土地や建物の購入。
4. 人が居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建造物、すなわち建物（学校、住宅・低廉仮設宿泊所、病院）、コンテナ、移動住宅などの新たな建設。もしくは製造や加工といった種類の活動を営むための建造物の新たな建設。
5. 募金活動。
6. 地区大会、年次国際大会、研究会、創立記念式典、娯楽活動などのロータリー行事に関連する経費。
7. 人道的活動または教育的活動に直接関連していない広報活動。
8. 他団体の運営費、管理費、間接プログラム経費。
9. 受益者や協力団体への使途無指定の現金寄付。
10. 既に進行中または完了したプロジェクト。
11. ロータリー以外の団体が主体となって開始した活動。
12. 国境を越えて手ずから行うワクチンの輸送。
13. 主に研究や情報収集で構成される人道的プロジェクト。
14. 全国予防接種日（NID）に出向くための旅費。
15. 18 歳未満の青少年の海外渡航費（親同伴の場合を除く）。

V.スケジュールと申請

新地区補助金

2 年の業務周期には、地区が最初に新地区補助金の申請書を提出する計画年度と、補助金が支給されプロジェクトに使用される実施年度が含まれる。計画年度中に新地区補助金プロジェクトを計画し、申請書を提出するよう地区に極力奨励されているが、地区は実施年度中に申請書を提出することもできる。

補助金委員会は、できるだけ計画年度中に、以下を含む新地区補助金の申請を提出しなければならない。

1. 補助金資金の申請とその支出の監督を承認する署名
2. 補助金を支出する年度のための大まかな支出計画
3. 新地区補助金の標準的方針、指針、基準を遵守することへの同意

地区が申請できる新地区補助金は、1 ロータリー年度につき 1 口のみに限られるが、この補助金を複数のプロジェクトの支援に充てることができる。補助金の増額の要請は、ロータリー財団が補助金の支給を開始する前に行わなければならない。補助金の申請が行われたロータリー年度末を過ぎた場合、ロータリー財団は、この新地区補助金の申請の手続きもしくは承認を行わない。

グローバル補助金

クラブと地区は、提案書と申請書の 2 段階プロセスを用いて、グローバル補助金を申請する。補助金申請書の提出に先立ち、ロータリー財団が提案書を受理していなければならない。提案書は、年間を通じて提出できる。すべての補助金提案書およびその後の申請書は、実施の前に審査と承認の十分な時間が取れるようロータリー財団に提出しなければならず、そうでない場合には受理されない可能性がある。グローバル補助金には、以下のスケジュールが適用される。

1. 提案書の提出後 6 カ月以内に申請書を提出しなければならない。この期限が守られなかった場合、提案書が撤回される。
2. 申請書は不備のないものとし、提出から 6 カ月以内に承認されなければならない。この期日までに承認されなかった場合、申請書が撤回される。
3. 海外渡航を含む場合、遅くとも出発の 90 日前までに申請書を提出しなければならない。
4. 承認後 6 カ月以内に支払い要件を満たさなければならない。これが守られなかった場合、補助金は取り消しとなる。
5. 支払い後 12 カ月以内に補助金プロジェクトを実施しなければならない。これを怠った場合、補助金は取り消しとなり、提唱者は資金を返還するよう義務づけられる。

奨学金の申請書には以下が必要となる。

1. 補助金の申請時に、大学院過程への大学からの入学許可状、または大学院レベルの研究を行うための招請状を提出すること。学費支援の保証を必要とする条件付きの入学許可状も認められる。

職業研修チームの申請書には以下が必要となる。

1. 重点分野において少なくとも 2 年の職務経験を有する、ロータリアンではない最低 3 名のメンバー、およびロータリーの知識と国際経験、指導力、重点分野におけるいくらかの専門知識を備えたロータリアンのチームリーダー1名から成るチームを申請するものであること。
2. 1 口の補助金で複数のチームが旅行をする場合、これら全チームは、代表提唱者 2 者が同じであり、同じ年度内に互いに旅行を開始しなければならない。

VI.資金調達と拠出金

新地区補助金

新地区補助金は、地区財団活動資金（DDF）からの配分のみによってロータリー財団から支給されるものである。地区は、一つまたは複数のプロジェクトを支援するために、地区の年次寄付の 50%に相当する地区のシェア配分の 50%までを使って、年に 1 口の補助金を申請できる。

グローバル補助金

グローバル補助金は、国際財団活動資金によって財団から支給されるもので、支給幅は 15,000 米ドルから 200,000ドルである。財団は、クラブと地区からの現金の拠出金に対しては 50 パーセント、DDF の寄贈に対しては 100 パーセントを上乗せして支給する。

人道的プロジェクトの援助国提唱者は、提唱者による拠出金総額のうちの少なくとも 30 パーセントを提供するよう義務づけられている。人道的プロジェクトの実施国提唱者は、補助金のために拠出するよう奨励されている。

補助金への拠出は、承認された後で変更することはできない。ポール・ハリス・フェロー認証のクレジットは、ロータリー財団に送られた提唱者拠出金のみに与えられるものであり、プロジェクトに直接送られた寄付については認められない。管理委員会によるグローバル補助金の承認に先立ってロータリー財団へ送られた提唱者拠出金は、特定の補助金に使用できない場合がある。補助金申請書に記入された金額を上回る提唱者拠出金がロータリー財団に送られた場合、その過剰分は年次プログラム基金に加算され、プロジェクトには送金されない。

VII.支払い

新地区補助金

補助金資金は、資格認定プロセスにおいて地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる。新地区補助金の資金は、プロジェクトが実施されるロータリー年度の開始時（7 月 1 日）から支給が可能となるが、前ロータリー年度の新地区補助金が完了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 15 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取り消しとなる。

グローバル補助金

補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団に送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、申請書に記入された口座に支払われる。この口座の署名人は、提唱クラブまたは提唱地区の会員でなければならない。提唱者が補助金の支払いを受けてからプロジェクトが取り消しとなった場合、補助金資金の残金すべてをロータリー財団に返還しなければならない。返還された資金は WF に加算される。ただし、この返還金がWFからの支給額を上回る場合は、その超過分が、当初の拠出の割合に応じて、資金の拠出者へ戻される。

VIII.報告要件と必要書類

補助金の受領者は、補助金の使途について財団に報告する責任がある。中間報告書と最終報告書は、www.rotary.orgの「会員アクセス」から提出しなければならない。報告書が受理されるには、報告書式に漏れなく記入しなければならない。期日を過ぎても未提出となっている財団補助金の報告書がある提唱者からの新規の補助金申請書は、財団によって受理されない。財団は、いつでも補助金を審査し、監査を実施し、監視要員を派遣し、追加書類の提出を要求し、必要に応じて支払いを（一部または全額）保留する権限を有している。

補助金の受領者には、以下の報告基準も適用される。

1. 未使用の資金は、直ちにロータリー財団に返還しなければならない。
2. 地区は、資格条件に従い、補助金資金の使途について、地区内クラブに報告しなければならない。
3. 補助金の提唱者は、資格条件および適用される自国または他国の法律に従い、全領収書のコピーと補助金の支出に関連する銀行明細書を保管しなければならない。
4. プロジェクトの実施と資金使用に関する財団の方針と指針を遵守しなかった補助金提唱者は、不正に使用された補助金資金の全額を返還しなければならず、最高 5 年間、将来の補助金の受領を禁じられる可能性がある。

新地区補助金

以下の追加基準が、新地区補助金に適用される。

1. 資金の支出について記載した最終報告書を、補助金支給後 12 カ月以内、または補助金を全額支出してから 2 カ月以内に、財団に提出しなければならない。

2. 新地区補助金からの資金を利用したプロジェクトと活動はすべて、財団が支給してから 24 カ月以内、または地区がクラブあるいはプロジェクト実施地に支給してから 24 カ月以内に、完了しなければならない。
3. 未使用の補助金資金は、直ちにロータリー財団に返還しなければならない。これは地区の DDF に加算される。

グローバル補助金

以下の追加基準が、グローバル補助金に適用される。

1. 中間報告書は、補助金の最初の支給を受けてから 12 カ月以内に提出し、その後も 12 カ月ごとに提出しなければならない。
2. 最終報告書は、プロジェクトの完了後 2 カ月以内に提出しなければならない。
3. 未使用の補助金資金は、ロータリー財団に返還しなければならない。これは国際財団活動資金（WF）に加算される。

IX.旅行

補助金の受領者は、全旅行を自分で手配する責任があり、国際ロータリー・トラベル・サービス（RITS）を利用することはできない。承認された旅行予算を超えた費用は、財団によってこれが承認されない限り、旅行者本人が負担することになる。適時に旅行の手配が行われなかった場合、費用が（当初の予算よりも）高くなるか、あるいは補助金の取り消しにつながる可能性もある。すべての補助金受領者は、国外渡航の際の医療上の条件を満たさなければならない。受領者は、最高 4 週間まで、補助金活動の終わりに自費旅行を各自で手配することができる。

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費に充てることができる。

1. エコノミークラスの航空券
2. 空港までの往復交通費および補助金実施に関連する現地での交通費
3. 予防接種とビザの費用、入国税・出国税
4. 保険料
5. 通常の妥当な荷物預け料金

ロータリー財団の補助金は、旅行に関連する以下の経費を賄わない。

1. 事前に承認された旅行の前後に、任意で途中降機した場合の関連費用
2. 任意の途中降機を含め、個人的な旅行の手配から生じた変更による違約金や手数料
3. 荷物の超過料金、運送料、飛行便のキャンセルのための保険料

補助金の受領者は、以下の最低限度を満たす保険に加入しなければならない。

1. 治療および入院にかかる基本的な主要医療費（疾病またはけがにかかる費用、入院費、関連費用を含む）に米貨 250,000ドルまたはその相当額
2. 医療緊急避難に米貨 50,000ドルまたはその相当額
3. 遺体の本国送還に米貨 50,000ドルまたはその相当額
4. 補助金の受領者が専門職務に関する奉仕を提供する場合は、専門職業人賠償責任に米貨 500,000ドルまたはその相当額

保険は、滞在国だけでなく、世界中で補償が適用されるものとすべきである。ただし、自国では適用されない保険でもよい。保険は、出発日から帰国日まで有効でなければならない。補助金受領者は、財団からの要請があれば、保険証書のコピーを提出しなければならない。財団は、補助金受領者に対していかなる種類の保険も提供する責任を負わないものとする。

補助金の全受領者は、旅行制限国に関する RI の方針を遵守しなければならない。

提唱クラブまたは提唱地区は、補助金の資金を使って旅行する全受領者の緊急連絡先と旅程表を保管し、要請に応じて、財団にこの情報を提供しなければならない。

X. ロータリアン以外の補助金受領者

ロータリアン以外で、奨学金や職業研修チームへの参加のために補助金資金を受領する人は、ロータリーに関する十分な知識を備え、提唱クラブや提唱地区の活動と奉仕に参加する確固とした意志を示すものと期待されている。ロータリアン以外の補助金の受領者にも、以下の基準が適用される。

1. ロータリアン以外の補助金受領者は、出発前に、オリエンテーションに参加することが義務づけられている。
2. ロータリアン以外の補助金受領者は、提唱クラブや提唱地区に要請された場合には、クラブや地区の活動に参加するものと期待されている。
3. 職業研修チームメンバーの親戚は、資格要件を満たしていれば、同じチームに参加することができる。
4. 補助金での留学・訪問後に旅行することを選ぶ奨学生と職業研修チームメンバーは、補助金での留学・訪問が終了してから 4 週間以内に援助国側提唱地区に戻らなければならない。
5. ロータリアンではない補助金受領者は、実施国（受入国）の言語に堪能であるべきである。
6. 奨学金の受領者は、受入地区内に居住しなければならない。

XI.協力団体

協力団体とは、提唱者からの要請により、専門知識、インフラストラクチャー、擁護活動、研修、教育、その他の補助金プロジェクトへの支援を提供する、ロータリー以外の信頼できる組織または教育機関である。協力団体は、ロータリー財団により義務づけられたすべての報告と監査要件を遵守し、要求に応じて領収書または購入の証明書類を提出することに同意しなければならない。奨学生が留学する特定の大学を除き、ある一つの協力団体が関与しているプロジェクトのためのグローバル補助金は、1ロータリー年度につき最高 5 口までしか承認されない。

新地区補助金

協力団体に提供されるすべての資金は、特定のプロジェクト活動のみに使用されなければならず、地区はこの活動の詳細な内訳を記載した報告書を作成し、維持しなければならない。

グローバル補助金

補助金の提唱者は、援助国・実施国双方の代表提唱者と協力団体による署名の入った「覚書」（MOU）を提出しなければならない。「覚書」には、以下の項目が含まれていなければならない。

1. 関係ロータリー・クラブまたは地区が補助金プロジェクトを開始し、指揮し、管理することの、援助国・実施国双方の代表提唱者による確認。
2. 協力団体が信頼できる定評ある団体であり、適用される全法律の範囲内で行動することを確認する、代表提唱者からの推薦。
3. 各関係者の活動を明確かつ詳細に記述した補助金の実施計画。
4. 補助金に関係する活動について財団による財務調査に協力することへの、協力団体からの同意。

XII.インドのロータリー財団に関する特記事項

ロータリー財団およびインドのロータリー財団は、インド国内の全ロータリー・クラブと地区に対し、外国貢献規正法（FCRA）の下、インド政府（GOI）に登録するよう奨励している。FCRAに関する一般的な情報は、http://.mha.nic.in/fcra.htmを参照のこと。登録書式はhttp://.mha.nic.in/fcra/intro/forms.htmlからダウンロードできる。

他のすべての授与と受諾の条件に加え、インド政府の法律とFCRAを遵守するため、インド国内のロータリー・クラブと地区に支払われる（全額・一部を問わない）補助金は、以下の支払いと報告の手続きに従うべきである。

1. 以下に記載された一般的な支払い条件をすべて満たすまで、補助金がインド国内の銀行口座に送金されることはない。また、銀行口座がFCRAの下に登録されていることを示す書類を提唱者が提出するか、インド国内の拠出金により十分な資金が得られると職員が判断をする。そのほかの状況において支払いは待ち状態となり、追加の拠出金が寄せられて十分な資金が得られた時点ではじめて、先着順に支払われることになる。補助金の提唱者は、資金が混ざらないようにしなければならない。

a. 新地区補助金
それぞれのプロジェクトや活動について内訳を詳しく示した支出計画が承認されることが、支給の条件となる。補助金資金は、資格認定プロセスにおいて地区が指定した地区の銀行口座のみに支払われる。地区の銀行口座の名称は、地区とプロジェクトが一目でわかるようなものでなければならない（適切な名称の例は、「ロータリー地区 0000 新地区補助金 12345」）。新地区補助金の資金は、プロジェクトが実施されるロータリー年度の開始時（7 月 1 日）から支給が可能となるが、前ロータリー年度の新地区補助金が完了するまでは支払いが行われない。資金は、実施年度末を過ぎた後は支給されない。実施年度の 5 月 15 日までに提唱者が支払いの全要件を満たさなかった場合、補助金は取消しとなる。

b. グローバル補助金
補助金資金は、提唱者拠出金の全額がロータリー財団へ送られ、支払いの全条件が満たされるまでは、支給されない。補助金資金は、補助金提唱者が申請書に記入した口座へ支払われる。

2. 毎年3月31日までにインドに送金された補助金資金に関する中間報告書は、同じ年の5月31日が提出締切日となる。最終報告書は、プロジェクトの完了後2カ月以内に提出しなければならない。補助金の提唱者は、FCRAの下に登録された銀行口座で受け取る資金が地元の資金と混同されないようにしなければならない。
3. すべての中間報告書には以下が含まれていなければならない。
   a. VIII項に挙げられたすべての一般的な報告要件。
   b. 会員アクセスを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
   c. 補助金資金が一部使用された場合は使用の証明書。ならびに、独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を含む）。
   d. いかなる理由であれ、補助金の資金が使用されなかった場合には、補助金資金の預金日が記された銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名したもの）、ならびに、補助金資金が3月よりも前に受領されたにもかかわらず補助金が使用されなかった理由を説明した文書。
4. すべての最終報告書には以下が含まれていなければならない。
   a. VIII項に挙げられたすべての一般的な報告要件。
   b. 会員アクセスを通じて提出した中間報告書のコピーを南アジア事務局に提出しなければならない。
   c. 補助金使用の証明書、ならびに独立した公認会計士によって証明された領収書または補助金からの支払いの明細書（会計士番号を含む）。
   d. 銀行明細書の原本または預金通帳の原本（複写の場合は、銀行のマネージャー／公認会計士が証明し署名した正謄本）
   e. 銀行調整の明細書（複数の補助金が一つのFCRA口座に振り込まれた場合）。
   f. 支払いの証明書／経費の領収書の原本または複写。複写を提出する場合は、「原本はすべて8年間保管し、インドのロータリー財団から要請された場合にはこれを提示する」と書かれた保証文を提出する。
   g. 受益者に関する情報（例えば、写真、新聞の切り抜き、受益者からの感謝状など）
   h. 金額を問わず、残っている資金をロータリー財団（インド）に返還する。
5. FCRAの登録を受けたクラブまたは地区は、FC-3書式と財務報告書をインド内務省（ニューデリー）に期限通りに提出する責務を負うものとする。

XIII. 小口融資と回転（リボルビング）ローン

ロータリー財団は、経済的に自立した小事業の起業を支援するため、小口融資（マイクロクレジット）と回転ローン・プログラムに取り組んでいる。財団資金による小口融資または回転ローン・プログラムは、借入資本の管理にとどまらず、例えば研修のような他の要素を組み入れなければならない。

小口融資と回転ローンの活動には、以下の追加基準が適用される。

1. 小口融資プロジェクトを支援するためにグローバル補助金資金を利用しようとするクラブと地区は、補助金の申請書に添えて、小口融資補足資料書式を提出しなければならない。
2. クラブと地区は、持続可能な開発プロジェクトの方法として、融資プログラムを管理運営するために、世間に認められ定評のある団体と協力するよう奨励されている。提唱クラブまたは提唱地区が、プロジェクトの監督と管理を行う。
3. ロータリー財団からの小口融資または回転ローン資金の元金から発生した利子と手数料収入は、プロジェクトを支援するための管理運営費として使用できる。

4. 財団の報告要件を満たす前にプロジェクトが終了となった場合、補助金の資金はロータリー財団に返還しなければならない。
5. ロータリー財団は、融資保証システムに対して資金を支払わない。